

平成22年第1回
美唄市議会臨時会会議録
平成22年1月28日（木曜日）
午後1時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第1号 平成21年度美唄市一般
会計補正予算（第9号）
〔予算審査特別〕

◎出席議員（16名）

議長	内馬場	克康	君
副議長	谷村	孝一	君
1番	吉岡	文子	君
2番	森川	明	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	高田	正則	君
5番	高橋	幹夫	君
6番	阿部	義一	君
7番	長谷川	吉春	君
8番	米田	良克	君
9番	白木	優志	君
10番	小関	勝教	君
11番	土井	敏興	君
12番	本郷	幸治	君
13番	紫藤	政則	君
14番	林	国夫	君

◎出席説明員

市	長	桜井	道夫	君		
副	市	長	斎藤	正紀	君	
総	務	部	長	安田	昌彰	君

市民部長	岩本	良一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川	直紀	君
商工交流部長	岡嶋	博文	君
都市整備部長	山口	隆慶	君
総務部総務課長	大崎	聡	君
総務部総務課総務係長	村上	孝徳	君

教育委員会委員長	白戸	仁康	君
教育委員会教育長	板東	知文	君
教育委員会教育部長	前田	敏和	君

◎事務局職員出席者

事務局	長	藤井	英昭	君
次	長	中平	匡司	君

午後1時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 吉岡文子議員、

2番 森川明議員、

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第1号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

米田予算審査特別委員長。

●米田良克予算審査特別委員長（登壇） たいま議題となりました、議案第1号平成2

1年度美唄市一般会計補正予算（第9号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月27日委員会を招集して審査をいたしました。

議案第1号美唄市一般会計補正予算（第9号）にかかる質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

最終処分場法面保護事業は、7月の臨時会で議決し、市民にも処分場の必要性を訴えてきたが、工法的、また、技術的なことが理由で2度の入札が不調に終わったという説明だった。臨時議会を活用するほど緊急を要した事業にも関わらず、また、12月の段階でこのことが明らかになっていれば、その時点でも十分に議論ができたと思うが、との質疑に対し、11月5日、13日の入札取りやめの後、新たに発注する場合、日程的に冬期工事になると、除雪費などの経費、安全施工面でのリスクが生じることから、本年度の発注を取りやめることとしたが、今後の発注に対する考え方の整理、また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の有効活用という視点から、取りやめた場合の充当事業の検討で時間を要し、12月には間に合わなかった。そして、今回の提案となった。との答弁。

次に、法面工事の積算方法について、どういう観点からなされたのか、との質疑に対し、当初予算の1,000万円の積算だが、当初見積もりでは、年度当初823万程度で積算していたが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、事業実施することということにしたため、予算措置が7月になり、その間のごみの搬入量等を勘案し、1,000万

円にした。内訳としては、掘削工事、盛土工事、法面成型工事などの敷地造成工及び工事用の道路工、敷き鉄板の設置に約550万円、それに共通仮設費、現場管理費等をもろもろ合算して1,000万円という積算をした。との答弁。

次に、今後、この処分場の運営の計画が延期になり、ごみの量が増えることによって、工事の予算が増額になると懸念するが、どうか、との質疑に対し、ごみ量は増加し、当面はごみを受け入れるため重機を使ってなしたりしているが、やはり最終的に法面に保護土を設置する段階では、ごみは法面の方まで到達している状況なので、一旦除去するという作業が出てくるので遅れることになり、作業費、工事費の増加につながると考えている。との答弁。

次に、処分場の事業実施計画を組む中で、搬入量が全体の何%に達した場合に、法面保護事業を実施しようとするのか。また、処分場が満杯になるまで、何回同じような法面工事を実施するのか、との質疑に対し、断面の形で見ると、逆台形で2段階になったような形で、一段目のごみが法面の方に近接する段階で実施するもので、時期的にはいついつということで計画を定めているわけでないが、次の実施は、おおむね4年から6年ぐらいの時期に、上段の法面の保護土設置を行なわなければならないと考えている。との答弁。

次に、最終処分場のスケジュールは、今後また検討されると思うが、今までは国の補正予算で工事を進める考えだったが、今後の予算捻出の考え方は、との質疑に対し、今後については、美唄市の財政状況から財源が重要

なこととなってくる。しかし、この施設を適正に管理していく上では必要な事業なので、今、国の方の動きも仄聞されているので、これらを視野に入れながら財源対応をして、1日も早く事業に着手できるよう、内部で連携を図りながら取り組んでいきたい。との答弁。

次に、最終処分場の法面工事について、一般的に市が発注しようとして、指名した業者が辞退をした場合には、美唄市の規則上どんなペナルティーがあるか、との質疑に対し、今回のように採算性や手持ち工事などによりやむを得ず辞退となった場合を除き、その辞退の要因が明らかに故意であるとか、そういうものについては、指名を差し控えるなどのペナルティーを科すべきものと考えている。また、今回については、辞退した業者などからその辞退の理由を可能な限り聞いたが、採算性や手持ち工事等により入札に参加できない。そういう内容で辞退届があったので、それらの業者に対しては、ペナルティーを科することはできないと判断した。との答弁。

次に、道営住宅取得事業について、着工に向けて準備が進められている中、建設用地の価格が大幅に下落したという事から、譲渡と売却の差益がなくなり、1億0,800万円の減少になったということだが、道営住宅の建設予定の計画そのものがどうなっているのか、との質疑に対し、発注計画等について新規に建設する道営住宅については、建設戸数が39戸と伺っている。内容は、子育て支援住宅が20戸、シルバーハウジングが9戸、一般向けが10戸、合わせて39戸となっている。ほかに建物内には集会所を予定している。今回1期工事を発注となるが、1期工事

については、鉄筋コンクリート造の5階建てで、建物、住戸が19戸、ほかに集会室とエレベーター、延べ面積として1,757平米となっており、今年度この1期工事の分として今年度中に発注の予定と伺っている。現在設計を完了し、工事の発注の準備をしている。との答弁。

次に、地元業者への配慮はどうなっているか、との質疑に対し、発注の入札執行に当たっては、制限付きの一般競争入札が予定されており、参加に際しては、地元の企業、建設企業等も十分参加していけるものと考えている。との答弁。

次に、地価について、これまで道営住宅の建設予定地の価格、平米当たり約4万円ということで説明を受けてきたが、この下落した原因、なぜこんなに乖離あったのかを伺いたい。また、当初見通しが甘かったということだが、どうして見通しが甘い状況になったのか、そのことをどのように受けとめているのか、との質疑に対し、平成19年4月に道に提出した道営住宅整備協議書に基づき協議を行ってきたが、住宅建設用地の価格については、当初、平成17年に美唄市土地開発公社が民間の医療機関に売却した際の取引価格、平米当たり4万2,000円で道に要請してきた。その後、平成20年7月に改めて土地価格を検討し、提出した要望書において、固定資産税評価額や近隣の取引事例を参考に、平米当たり4万1,000円を譲渡価格として要望した。この際、道が取得する土地は、不動産鑑定評価額の範囲によるものとの説明を受けたところだが、市としては平成16年に道営コスモス団地建設に向けて道に売却し

た際に、道が行った不動産鑑定の評価が市の要望額に近い価格であったことから、今回の土地価格についても本市の要望額をもとに購入していただけるものと判断し、平成21年度予算において平米当たり4万1,000円の単価を持って歳入予算に1億5,695万0,050円を計上した。平成21年8月に道が市から購入する土地については、道の財務規則に基づき不動産鑑定を行った上で、価格を決定する旨の説明が改めてあった。その後、道は平成21年9月30日、不動産鑑定評価の結果を踏まえ、土地価格について平米当たり1万0,600円としたい旨市に連絡してきた。その際、土地価格については、道営住宅建設予定地の価格査定の基準となったすずらん通りの地価公示価格、平米当たり2万7,500円に基準した価格、平米当たり1万9,200円とのバランスや、不動産鑑定評価の方法の1つである取引事例比較法により求めた1万8,800円から2万0,600円の単価を踏まえ、市場における標準的な土地の価格を平米当たり2万円と算定し、購入する土地が約3,800平米と広大であり、市場においては、土地需要が鈍化している場合には、価格を下げて需要喚起することが経済活動として一般的であることから、平米当たり2万円に大規模減価補正などを行い、1万0,600円とした旨説明があった。道から土地価格の連絡を受け、市としては道営住宅建設予定地の価格査定の基準となったすずらん通りの地価公示価格、平米当たり2万7,500円や建設予定地に近接する不動産鑑定評価、平米当たり2万6,000円、さらに、建設予定地の固定資産評価額から推計

される取引価格などをもとに推計した価格、平米当たり3万4,000円を新たな資料として道に掲出するなど、数次にわたり価格の再検討をお願いした。道においては、市から提出した資料を踏まえ、価格の再検討を行い、土地の取得価格を定めるときには、公示価格を基準にしなければならないことと定められていることから、市の要望額をそのまま不動産の鑑定評価に反映することは困難との見解で、11月20日、価格を平米当たり1万2,700円にしたい旨の通知があった。との答弁。

次に、道営住宅の広大地補正53%というのはどういうことなのか、との質疑に対し、一般的に1,000平米以上の土地から対象になり、市場においてどのような価値があるかの判断により、35%から55%の範囲の中で行うこととなっており、今回、譲渡予定地については3,800平米程度になるので、道は50%の減額を適用し、さらに、建設予定地が角地であることから、角地5%補正をプラスし、53%となる。との答弁。

次に、美の里団地の土地代について、債務負担で5年間分割で取得となっており、年利5.8%の金利が発生するとのことだが、市中銀行から一括借り入れして処理した場合、何%の金利になるか、との質疑に対し、道の財務規則の中で5年の分納支払いということで、金利が5.8%と定められている。また、市中金融機関ということになると、地方債の発行ということになり、起債の対象になるかどうかという部分もあり、あくまでも道と市の関係において分割購入することとしたもので、地方債の発行による購入は現在のところ

考えていない。との答弁。

次に、道営住宅の関係で、市から道に対して売却するに当たって示した価格について、何回か道との協議を重ねてきたということだが、時間経過の中で評価額というものが年を追うごとに下がっていくということは当然のことで、協議経過の中で中間修正というものができなかったのか、との質疑に対し、平成20年7月段階に4万1,000円という譲渡価格を市として要望した際に、道から取得する土地については、不動産鑑定評価の額の範囲内によるとの説明を受けており、また、昨年8月にもそうした旨の説明を受けており、今考えると、そういった時期に一定の市なりの内部的な検討をした上で、必要に応じて道ときちっとタイムリーに協議を行うべきではなかったかと考えている。との答弁。

次に、最終的にこの取得に関して、大幅な減額により市の負担が多くなるということで、今後、市の財政運営に悪影響はないか心配をしているが見解を、との質疑に対し、これらの財源不足に対応するという意味から、道との協議の上で土地の購入分について分割購入という形で、債務負担行為を設定した中で実施したという事で協議が整ったところであり、こうすることにより1億0,500万円程度の財源を捻出しなければならない、かなり大きな財政的な負担というものも生じ、さらに、その土地分の債務負担行為を行うことで、将来的に財政負担を残すことから、財政健全化計画上の財政指標、将来負担比率や実質公債比率、これらにも多少の影響が出てくると考えている。

なお、財政健全化計画上、このたびの道営

住宅の建設、そして、事業主体変更にかかわる取得の費用、売り払い収入の部分については、平成20年度財政健全化計画を策定した段階では、予定として財政推計上入れていないので、今年度の財政健全化計画の見直しの中で、使用料等も含めながら見直しを進めたい。との答弁。

市民に対して今後どのような方法で説明していくのか、との質疑に対し、これらのことについて、市民の皆さんに対し非常に多大な御迷惑をおかけしてきているということについて、具体的にどういう形があるかということも含め、市民の皆さんに説明する機会を今後持っていきたい。当面2月に財政健全化見直し、病院経営健全化の見直しの市民懇談会等もあるので、そういう機会に説明したい。との答弁。

次に、道営住宅の取得について、事務事業評価の中で趣旨目的等が書いてあり、対象は妥当、効率性はある、公営住宅の再編として必要、となっているが、ストック再編というものに有効活用が図られるということにはならないと考え、なぜ買わざるを得ないのかということ、はっきり事務事業評価の中に整理をして、直してはどうか、との質疑に対し、事務事業評価の部分については、どういう表現がいいのかは別として、その辺については再度中身について検討をしたいと考えている。との答弁。

次に、まちなか交流広場整備事業について、当初段階で計画されなかった理由は、との質疑に対し、照明設備は、すずらん通りの既存の街路灯が2基設置されており、ある程度明るさは保てるとの見込みを立て、当初計画に

は入れていなかった。しかし、北側については、供用開始後に利用者からの夜間利用の際に足元が暗いなどの指摘があり、利用者の利便と防犯対策の向上を図るという観点から、実施するもの。との答弁。

次に、まちなか交流広場のLED灯による財政面でのスケールメリットはどの程度あるか、との質疑に対し、設置を予定しているLED灯は消費電力が40ワット程度を考慮しており、水銀灯に換算すると100ワット程度の発光量があるということで、これの比較で言いますと、電気料については年間1万2,000円と見込んでおり、水銀灯に換算すると年間で約6万2,000円ほど電気料がかかると算定しており、その差、約5万円程度が年間の維持費が軽減されると算定している。との答弁。

次に、初期投資がLEDについては122万8,000円となっているが、仮に、従来どおり水銀灯で設置するとすれば、どのくらいの投資になるか。また、トータル何年で元が取れるか、との質疑に対し、同等規模の水銀灯を設置した場合には、概ね80万2,000円程度と見込んでおり、おおよそLEDの設置の部分については、1.5倍ないし2倍程度のコストが増になると考える。一方では、ランプ寿命は水銀灯の場合は、一般的におおむね約3年弱、LEDの場合は9年以上持つという事で、3倍伸びると考えられており、トータルで考えると、初期投資とコスト差が逆転する時期については、10年程度と考えている。との答弁。

次に、旧南美唄生活館、寿の家の解体事業について、この事業は、地代が発生する未利

用施設ということで、解体の優先順位が高いのか。また、同じような地代が発生する未利用施設があるのか、との質疑に対し、今回の取り壊しの2件については、老朽化が著しいということで解体するもので、他に地代金が発生する建物はない。との答弁。

次に、小学校耐震化事業について、今年度本工事に着工するとのことだが、教育委員会としておおよそどの時期を目指して工事本体を終了しようと考えているのか、との質疑に対し、小学校授業等への影響を最小限に抑えるという部分で、夏季休業日を中心としながら耐震補強の工事を進めたいと考えている。との答弁でした。

最後に、総括質疑について、3点ありました。

1つ目、最終処分場及び道営住宅整備に関する事業等について、いずれも見通しの甘さが起因し、また、関係部局の連携不足が明白化していたのではないかと。

2つ目、財政健全化にこれらが盛り込まれていないことが、今後において影響は生じないのか。

3つ目、今回の件をどう受けとめ、事務事業の適正化、効率的実施に向け、今後において市長としての強いリーダーシップが求められるが、との質疑に対し、市役所の体制について、このたび道営住宅の建設に関して道との協議が十分ではなく、市が売却する土地の価格が当初予算計上額を大幅に下回り、1億0,800万円の歳入欠損となったこと、また、昨年7月の臨時会に提案し議決をいただいた最終処分場法面保護事業について、予算の計上や発注の積算などの面で適切さを欠き、

結果として事業が執行できない状況を招いたことは、まことに遺憾であり、重く受け止めている。適切に事業を執行することはもとより、行政の基本であり、今後は、事務事業の行程表などを作成し、事業の進行管理を徹底すると共に、問題が明らかになった場合には、関係部局が連携して、迅速に問題解決に当たるほか、P D C Aの考え方を生かし、それぞれの事業において最大の効果が発揮されるよう努めるなど、市民に信頼され、市民の皆様と幅広く連携し、活力あふれるまちづくりが展開できるよう、私が先頭に立ち、職員一人一人の自覚を高め、適切に事務執行が行われる体制の整備に向けて、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、事業の執行システムについてですが、事業の効果的な推進に向けて、今回の実態を教訓とし、暮らしの安全・安心の実現や経済の振興を図るため、昨年2月に設置した関係部局による横断的な組織などを有効に活用しながら、情報の共有を図り、共通認識に立って、問題の解決や効率的な事務の執行を図るなど、市役所の体制整備に努めてまいりたいと考えております。

現在、本市は財政状況を初め、地域の経済雇用状況が極めて厳しい状況にあります。私としては、今回の事態を重く受け止め、一刻も早く事務の執行体制の改善を図り、市民の皆様に信頼される市役所となるよう、全力を挙げて取り組み、多くの市民の皆様と連携を深めながら、この厳しい状況を乗り越え、未来に向けて活力あふれる美唄のまちづくりを積極的に進めていくことが、私に課せられた最大の責務と考えているところであり、今後、

最善の努力をはらってまいる決意である。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第1号はご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本予算委員会の報告といたします。
●議長内馬場克康君 これより議案第1号について質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員(登壇) ただ今議題となっております、平成21年度美唄市一般会計補正予算(第9号)の議決に当たり、市議会としての意思決定に資するため、以下、発言いたします。

最初に、私の立場を明らかにしなければなりません。結果として、反対と申し上げざるを得ないのであります。

先ほど、委員長報告がございましたが、その中で委員会における動議発言について触れておりませんでしたので、私からそのことに触れて、結果として、反対をせざるを得ないということの説明に代えたいと思います。

昨日の予算審査特別委員会の審査経過の中で、総括質疑終了後、討論に入る前に、私から発言をして、議題となりました継続審査を求める動議が成立せず、結果として、裁決により賛否の表明しか選択肢が残らなかったことにあります。なぜ、継続審査を求めたか。その理由は、重大な政策に関わる内容の変更、新たな事業展開、これらの意思決定に当たりまして、市民の意向を確認をする。そして、

その考え方を踏まえて、議会の中で議員としての役割を果たしていく。そんな意味からも、現在、平成23年度スタートをいたします総合計画の、市民議論が進められているというタイミングがあるわけであり、具体的に、今後の中核市街地の形成、さらには、下宿・アパート業等の実態、新たに道営住宅を求める人の声、これらをどう踏まえて、新しいまちづくりの計画に反映しようとしているのかという意見を、参考人を招致をして聞くべきである。そのための時間をとることは、議会として当然のことだという意味で、継続審査を求める動議を提出をしたわけでございます。とても残念な結果でございましたが、そこで反対に至った、次に、理由を申し上げたいと思います。

原案に反対をせざるを得ないという、以下、理由を申し上げたいと思います。

まず1つは、最終処分場法面保護工事取りやめに至った経過はよくわかったわけですが、その原因、あわせて、その責任の所在、この事があいまいのまま、議会が意思決定しなきゃならない事態だということでございます。先程の委員長報告にありましてとおり、昨年の7月末に臨時議会を開いて、補正予算を組んで、緊急性のある事業として、議会で事業を行うことについての意思決定が行われました。そして、その工事の入札業務は、3ヵ月後の10月に入ってなされたという、この作業の遅れに加えて、12月は2度にわたる指名業者の入札辞退という、言わば異例の事態が発生をいたし、結果として、冬期工事の課題、これは工事費の増、さらには、安全性の確保等々という理由で工事を取りやめると。

このことについて、私は委員会の中で議論をいたしました。入札に当たって示す予定価格の設定に問題があったのか、辞退をした後、その理由を訪ねた指名業者が言う採算性と手持ち工事ということに信憑性があるのか、発注側の問題なのか、受注する業者側に問題があったのか、双方に課題があったのか、あいまいのまま質疑が終結をして、これも議会の判断にゆだねざるを得ない状況になったということでございます。これらを放置をすれば、発注側の、発注者としての信頼感というのは大きく崩れる、そういう事態も予想されるわけでありまして。このまま意思決定することには相ならないだろうという事が理由の1つであります。

その2つは、道営住宅取得事業、道営住宅建設関連事業、これらに関して、委員長にも報告ありましてとおり、大幅な歳入欠陥、1億0,800万円という歳入欠陥が出たのは、なぜなのか。詳しいその金額確定に至る経過は理解をいたしましたが、これも先程の法面保護工事の原因と責任と同様、市の見積もりが誤ったのか、北海道は言ってる事が最初から正しいのか、あいまいのままであるということでありまして。質疑をいたしましたが、見積もり予算計上の段階では、これは、根拠を持って行ったということでありまして。しかし、結果としてこうなったということでありまして。このことも大幅な歳入欠陥を生じたことの、市長は陳謝はございました。私の本会議における大綱質疑に対する執行責任のとり方というところで、陳謝はあったものの、執行責任のわかりやすい取り方というものが明らかになっていない。あいまいのままで、いけない。

そのまま意思決定するわけにはいかないと
いうことが2つ目であります。

3つ目、同じく道営住宅に関連する事業に
当たりまして、情報開示のあり方、タイミン
グ、積極的な情報提供して、市民の皆さんと
課題を共有して、美唄のまちをつくっていく
という、まちづくり基本条例の精神、こうい
ったものとは私は乖離をした合意形成のあり
方ではないかと思うわけであります。タイミ
ングは、先ほどの委員長報告にもありました
とおり、平成20年の7月に道との協議に当
たって、美唄市が平米4万1,000円で予
算計上していることを具体的にはっきりと伝
えている。その際、道は道としてルールに沿
って価格を設定をするということをお話をい
ただいている。この平成20年の7月のタイ
ミング、そして、1万0,600円の提示が
あった昨年の9月、それから、最終的に1万
2,700円になった昨年の11月の20日、
これらの情報を把握をした段階で、どのタイ
ミングかは、私はしっかり申し上げられませ
んが、少なくともわかりましたという事で、
双方が理解しあった昨年の11月、この段階
以降には情報を明らかにする努力が必要では
なかったかというふうに思うわけであります。
早めに知っていたというお話を風聞するの
もありますけれども、私共はこの1月の臨時議
会、昨日招集をされた臨時議会にかかわって
の議案の内容を見て、初めて承知をしたわけ
であります。そして、その承知をした情報、
さらには今後の日程を見ると、2月に入って
直ちに、具体的に用地の取得に入るための手
続きが待っているわけであります。事業主体
の、一方で美の里団地の変更要望、北海道が

受理をして、承認をするのは2月に入って直
ちにというスケジュールであります。入居者
の説明をする。そして、譲渡契約を行う。家
賃等の通知をする。3月には財産取得の件の
議案の提出がある。これは待ったのきかない
タイムスケジュールの中に入ってしまったの
は、意図的ではないかというふうに思うぐら
いの、まさに時間のない設定の中での意思決
定を求められる。こんなことは許されない内
容であり、極めて深刻な不信感を、私は持た
ざるを得なかったわけであります。この3点
が、反対せざるを得ないという理由でありま
す。

次に、意見を申し上げたいと思います。ま
ず最初に、この補正予算の審査を通じて、率
直に感じました点を申し上げて、市長に対し
て、今後の事務処理ルールの確立を求めたい
と思います。

その1つは、既に、副市長からも委員会の
質疑の中で取り組む意向を示されております
が、入札・契約に関するルールの新たな設定
であります。2度の入札辞退が起きて、仮に、
それが故意であれば、ペナルティーが発生す
るという、私は、今だかつて承知をしていな
い事態というのがなった時に、さて具体的に
どうするのか、入札をこのまま引き続き続け
るのか、何回までやるのかというルールがな
い。あわせて、故意に入札辞退という、その
故意の定義もあいまいである。これらの入
札・契約のルールに関して、しっかりと確立
をしていただきたいということが1つであり
ます。

次に、財務規則の対応でございますが、今
回の道との用地交渉、すべて道のルールであ

ります。道の財務規則なり、ルールの中にあるので、こうなったということでもあります。一方、美唄市は、用地を取得したり、用地を売りさばいたり、その際の価格設定に当たっての北海道のようなルールがないという状況であります。この際、今回の事態を教訓に、きめ細かな市民が見てわかるように、売買価格設定のルールをおつくりいただくように、御意見、御要望を申し上げるところであります。

次に、議会の審査のあり方について、若干の感想を述べて、終わりにしたいと思います。

今回は極めて限定された制約下での議論でありましたが、議会が、一人一人の議員が集まる集合体なのか、一人一人の議員が自分の考えを発言をして、そして修練をして、最大公約数としての意思機関としての役割を果たす合議体なのかを問われる議会でありました。休憩中のこととはいえ、委員長の議事整備によりまして、一人一人の議員がそれぞれの考え方を述べ合う機会があった。このことは、自由討議のルール化に向けて、大きな前進だというふうに認識をいたしました。予行演習をしたということと言ってもいいと思います。しかしながら、修練がされたかという、それぞれ言いつ放し、聞きつ放しという状況もあったことも事実であります。是非、今後、議会の改革議論の中で私どもが提起をしておりますし、議会報告会の中で市民の皆さんからの御要望もあった議会の中の審査のありようの1つとして、自由討議の制度化に向けて、私も是非真剣な議論を傾けたいし、議員の皆さん方もこの経験を糧にして成就するように、御努力をいただきたいという事を

お願いを申し上げる次第でございます。

昨日の委員会では、委員長報告のとおり、原案可決でこの補正予算案が委員会を通ったわけであります。文字どおり顔ぶれは一緒でありました。その結果が覆るという状況にはないと思いますが、しかし、私の発言をお聞きをして、そうだなという人がいましたら、ぜひとも勇気を持って御賛同いただきたい。このことを最後にお願いを申し上げまして、討論にかえる次第でございます。

御清聴ありがとうございました。

●議長内馬場克康君 9番白木優志議員。

●9番白木優志議員（登壇） ただいま議題となりました議案第1号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第9号）につきまして、討論に参加します。

私の立場は賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

このたびの補正予算について、最終処分場法面保護事業については、緊急を要することから、補正予算の議決後に早期に発注すべきものが11月の入札となり、2度の入札が取りやめになったことは、業者側の仕事のやりくりや、人材の関係なのか、施工現場の特殊性や施工時期、事業費など設計の問題なのか、原因は判然としないものの、庁内担当部署の連携不足や、スピード感を持った仕事への姿勢など責任感がない取り組みであったのではないかと判断せざるを得ません。しかしながら、最終処分場の今後の維持管理をする上で必要不可欠な事業である以上、新たな財源の確保を含め、的確な予算化と正規の事業実施に向けて取り組まれるよう要求するものであります。

次に、道営住宅取得事業については、道営住宅の建設関連事業及び道営住宅美の里団地の事業主体変更の事業収支が、議会議決の判断要素となった当初予算における説明と大きく乖離し、旧駐車場の土地売払い収入が1億0,800万円の減収となったことは、本市の財政健全化が危惧されるものであり、事業執行に対する慎重さの欠如、また、北海道と綿密な協議や連携不足を指摘せざるを得ません。しかしながら、新たな道営住宅の建設により、子育て支援住宅や高齢者向け住宅など、福祉施設との連携を図ることで、安心して暮らせる居住環境が得られ、新たな世代間の交流や中心市街地におけるにぎわいの創出にも一定の効果があるほか、公共事業の地元発注の機会の確保や、雇用の創出が期待されるものであります。また、道営美の里団地の取得により、新たな大型投資をしなくても公営住宅の戸数が確保され、家賃収入が見込まれるものでもあります。これら道営住宅の建設に関する事業の一体的な推進は、まちなか居住によるコンパクトシティの実現など、本市のまちづくりを進める上で重要な役割を果たすものであり、今後は、道と緊密に連携し、関連する事業が予定どおり着実に推進されるよう期待するものであります。

なお、道営住宅の建設関連事業については、本市のまちづくりを進める上で重要な事業であることなど、その意義や目的、さらに、旧中央駐車場用地の土地売り払いの経過や事業収支の見通しなどについて市民説明をしっかりと行い、市民の理解を得て、事業を推進していただきたいと考えています。

いずれにいたしましても、この度の道営住

宅建設関連の事業及び埋立処分場法面保護事業に関する事態については、原因や課題を早期に解明し、今後このような事態が決して起こらないよう、市長のリーダーシップのもとで、適切な事業の執行に向けた横断的な組織体制づくりや、職員の意識改革を進め、市民に信頼される市役所づくりに取り組まれるよう強く望むものであります。

また、地域の活性化とともに、財政健全化に取り組むことが本市の一番の課題であることから、的確な見通しを持った事業の推進に努められるよう望むものであります。

以上、意見を加え賛成討論といたします。
●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第1号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第9号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は、議了いたしました。これをもって、平成22年第1回美唄市議会臨時会は閉会いたします。

午後 1 時 5 7 分

